このコーナーでは、区役所に対して寄せられたご意見やお問合せ等についてご紹介します。

1. ご意見いただきました「市民の声」

6月、7月にインターネットやメール、投書でみなさんからお寄せいただいたご意見は約 60 件でした。（6月約 20 件・7月約 40 件）

今回は、ご意見を受け、早急に対応しました事例についてご紹介します。

〈ご意見〉

区役所玄関前の植物（アイビー）のつるが足元までのびているので切ってほしい。自転車で通る時などあぶないです。

〈回答〉

ご意見をいただいた当日の内に、区役所庁舎管理担当により、剪定いたしました。

今後は、危険な状態にならないよう、成長の状態を確認し、必要に応じて剪定を行います。

今後もいただいたご意見を真摯に受け止め、よりよい区役所となるよう改善を進めます。

〈お気づきの点はコチラまで!！〉
淀川区役所５階 政策企画課(広聴担当)
☎06-6308-9683

2. お気軽にご相談ください 行政書士の無料相談

淀川区役所では、毎月１回、行政書士による無料相談を実施しています。日常生活での悩みごと、相談先がわからないことなど、お気軽にご相談ください。

例えば、

・建設業などに関する許可
・車庫証明や運送業の許認可
・許認可が必要な営業を始めるとき
・法人設立に関する手続き
・遺言書作成や相続の事で困ったとき
・あなたと家族を守る成年後見契約
・各種契約書、内容証明の作成
・外国人の入国・在留手続きその他国際業務

など、幅広く相談をお受けしておりますので、ぜひご利用くださいね。

〈行政書士による無料相談〉（予約不要）

【日時】毎月第４月曜（祝日を除く）
午後１時から午後３時
【場所】淀川区役所４階　相談室３
【お問合わせ】大阪府行政書士会淀川支部
電話０６－６３０６－３３０７
【相談実績】平成 26 年度　21 件
平成 27 年度（7 月現在）8 件

「行政書士」ってどんなお仕事？
・行政書士法に基づく国家資格です。
・官公署に提出する書類および権利義務・事実証明に関する書類の作成、提出手続きの代理・代行、作成に伴う相談などに応じる専門職です。